

# 市民後見人 養成講座を 開催します

## 成年後見制度とは…

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方に対して、その方の権利を法的に守り支援する制度です。



## 市民後見人とは…

一定の知識を取得した上で、家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民のことです。

2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われており、後見人の養成が急務です。国では「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市民後見人の養成を推進しようとしています。

認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、このような方々の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行う「市民後見人」を養成します。

- 【日程】 9月21日(火) 10:00~16:30  
9月29日(水) 9:00~16:30  
10月15日(金) 9:00~17:30  
10月23日(土) 10:00~14:00

「成年後見制度について」、「認知症や障がいの理解」、「日常生活を営むにあたって必要な支援・財産管理について」などを4日間を通して学びます。(有資格者一部免除あり)

- 【会場】 塩尻市保健福祉センター2階「ボランティア支援室」  
【費用】 参加無料(ただしテキスト代は実費。8,000円程度)  
【対象者】 居所の定めはありません。

- ① 養成講座を受講する意思がある満25歳以上の方で、市民後見人の活動に関心があり、市内で活動できる方
- ② その他、興味のある方

- 【定員】 10名程度  
【申込期間】 令和3年8月2日(火)~9月10日(金)まで  
【その他】 成年後見人として就任するためには個別の案件に応じて家庭裁判所から選任される必要があります



## ○問い合わせ・申込先○

塩尻市社会福祉協議会 成年後見支援センター  
TEL: 0263-52-2795 FAX: 0263-53-5058